

令和6年11月24日執行
名古屋市長選挙

不在者投票管理者（病院長等）の事務要領

名古屋市選挙管理委員会

（お願い）

- 1 この事務要領は、指定病院に入院している選挙人の不在者投票を説明したものです。介護老人保健施設・老人ホーム・原子爆弾被爆者養護ホーム・国立保養所・身体障害者支援施設・保護施設に入所中、または刑事施設・労役場・監置場・留置施設・少年院もしくは少年鑑別所に収容中の選挙人についてもこの事務要領に準じて不在者投票を行ってください。
その場合、それぞれの施設の長が不在者投票管理者となり事務を管理していただきます。
- 2 公職選挙法令及びこの事務要領に基づき、不在者投票の的確かつ公正な実施の確保に努めてください。
- 3 普通郵便の取扱変更により、土曜日の配達休止や配達日数が繰り下げられています。このため、普通郵便を利用された場合、請求書の送付や選挙期日までに投票用紙の送致が間に合わない場合もありますので、速達やレターパックを利用して送付していただきますようお願いいたします。なお、法令に基づきお支払いさせていただく不在者投票事務の経費には、速達、レターパック利用相当額が含まれていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- 4 不在者投票事務経費の請求方法につきましては、選挙終了後、別途ご通知させていただきます。
- 5 以下、この事務要領は、令和6年11月24日執行の名古屋市長選挙について説明したものです。ご不明な点、その他詳しいことのお問い合わせは、名古屋市・区選挙管理委員会までお願いいたします。

(お問い合わせ先・請求先)

選挙管理委員会所在地一覧表

選管名	郵便番号	所在地(名古屋市)	電話番号
千種区	464-8644	千種区星が丘山手103番地	052-753-1816
東区	461-8640	東区筒井一丁目7番74号	052-934-1117
北区	462-8511	北区清水四丁目17番1号	052-917-6422
西区	451-8508	西区花の木二丁目18番1号	052-523-4516
中村区	453-8501	中村区松原町1丁目23番地の1	052-433-2728
中区	460-8447	中区栄四丁目1番8号	052-265-2217
昭和区	466-8585	昭和区阿由知通3丁目19番地	052-735-3819
瑞穂区	467-8531	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	052-852-9222
熱田区	456-8501	熱田区神宮三丁目1番15号	052-683-9415
中川区	454-8501	中川区高畑一丁目223番地	052-363-4311
港区	455-8520	港区港明一丁目12番20号	052-654-9617
南区	457-8508	南区前浜通3丁目10番地	052-823-9317
守山区	463-8510	守山区小幡一丁目3番1号	052-796-4517
緑区	458-8585	緑区青山二丁目15番地	052-625-3908
名東区	465-8508	名東区上社二丁目50番地	052-778-3017
天白区	468-8510	天白区島田二丁目201番地	052-807-3817
名古屋市	460-8508	中区三の丸三丁目1番1号	052-972-3315

1 選挙期日等

- (1) 投票日 令和6年11月24日（日）
- (2) 告示日 令和6年11月10日（日）

2 投票できる人

今回の選挙において投票できる人は次の要件をそなえた人です。

- (1) 平成18年11月25日以前に生まれた人
- (2) 令和6年8月9日以前に名古屋市に転入届をし、かつ、引き続き令和6年11月9日現在名古屋市の住民基本台帳に記録されている人。

3 不在者投票をすることができる期間

令和6年11月11日（告示日の翌日）から11月23日（投票日の前日）までです。

4 不在者投票事由

県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している選挙人であって、投票日に次の事由に該当すると見込まれる者は、不在者投票を行うことができます。

- (1) 歩行が困難な者
- (2) 歩行が可能である者については、その者が属する投票区の区域外の病院に入院中の者

5 不在者投票管理者

病院長は、入院患者の不在者投票について投票管理者となり、投票用紙等の請求、送致その他不在者投票の管理に関する事務を行います。なお、病院長が公職の候補者となった場合、外国人である場合、または病院長に事故があり、もしくは欠けたときは、病院長の職務を代理すべき医師、または歯科医師が不在者投票管理者となります。

6 不在者投票立会人

不在者投票管理者は、選挙権を有する者1名を投票立会人に選任し、投票に立ち会わせなければなりません。

なお、市区町村の選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票立会人に選任することもできます。

外部立会人の導入手続につきましては、名古屋市・区選挙管理委員会にお問い合わせください。

7 不在者投票の手続き

- (1) 投票日の周知

事前に、入院患者に対して不在者投票の日時・場所等を十分に周知してください。

(2) 投票用紙および投票用封筒の請求

ア 請求の要件・・・前記4の不在者投票事由のある入院患者から請求の依頼があった場合に限られます。

イ 請求者・・・病院長又は病院長の職務を代理すべき医師もしくは歯科医師が入院患者に代わって請求します。

ウ 請求先・・・入院患者が登録されている選挙人名簿のある区の選挙管理委員会に請求してください。

エ 請求の方法・・・請求は、すべて請求書（用紙同封）により直接又は郵便で行ってください。この場合、視覚障害者である入院患者から点字で投票したい旨の依頼があったときは、請求書の備考欄に「点字」と記載してください。また、船員である入院患者から請求の依頼があったときは、請求書に選挙人名簿登録証明書（船員である入院患者が持っています。）を添付してください。

オ 請求できる期間・・・投票日の前日までです。また、選挙期日の告示前においても投票用紙等の請求をすることができます。直接請求する場合は、土曜・日曜を問わず、午前8時30分から午後8時までの間にしてください。（選挙期日の告示前に請求をする場合は、区役所開庁日の午後5時までの間にしてください。）

(3) 投票用紙の受領および交付

ア 請求によって区の選挙管理委員会からは、次のものが交付されます。

交付されるもの {
○投票用紙
○投票用外封筒
○投票用内封筒
○投票用紙等送付書

イ 投票用紙や投票用封筒を受領したときは、それぞれ請求の依頼をした入院患者に必ず渡してください。

ウ 「点字投票」として請求した場合は、点字用の投票用紙が送付されます。

エ 投票用外封筒の表面には、名古屋市選挙管理委員会の印が刷り込んであります。

8 投票の方法

(1) 投票記載所の準備

ア 他人が投票の記載を見ることができないよう、また、投票用紙の交換等不正

な手段が行われないうち相当な設備をした記載所を設けてください。なお、特に重病人で歩行が困難な方については、入院患者のベッドの上に記載所を設けてさしつかえありません。

イ 記載所を設けた部屋等には、選挙運動に関するポスターを掲示することができません。（国又は地方公共団体が所有し又は管理する施設には、いっさい掲示できません。）

ウ 投票を行う入院患者や、投票に立ち会うべき投票立会人には、あらかじめ投票の場所・日時等を連絡してください。

エ 入院患者から請求があれば、選挙公報を見せることはできますが、特定の候補者に○印をつける等、選挙の自由・公正を欠くことのないよう注意してください。

(2) 投票の要領

ア 投票は必ず、病院長および投票立会人の立ち会いのもとに投票記載所で行わせてください。

イ 投票立会人は、選挙権を有するものであることが必要で、1名で足りません。病院長は同時に投票立会人になることはできません。

ウ 投票用紙や投票用封筒の記載は、必ず次の順序に従って行わせてください。

① 入院患者は、投票用紙に自ら候補者1人の氏名を記載する。

② 記載ずみの投票用紙を投票用内封筒に入れて封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をする。（点字投票の場合は、外封筒に点字で署名させてから内封筒を入れて封をするようにしてください。）

③ 入院患者が、投票用外封筒の表面の「投票者氏名」と書いてある下の欄内に氏名を書く。

エ 上記により投票の手続きが終了したときは、病院長において次の事項を投票用外封筒の裏面に記載してください。

○ 投票の年月日（不在者投票をした年月日を記入する）

○ 投票の場所（病院を確認できる程度の所在地および病院名を記入する）

○ 不在者投票管理者（病院長の氏名を記入する）

オ さらに、投票に立ち会った投票立会人に署名をさせる。（ゴム印は無効）

カ 特別な投票・・・代理投票

入院患者から、心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名を書くことができない旨、病院長に申請があったときは、病院長は、その事由があると認めるときは、投票立会人の意見を聞いて、不在者投票の事務従事者の中から、投票記載の補助者2人を本人の承諾を得て定め、その1人の立ち会いのもとに他の1人が投票記載所で入院患者の指示する候補者1人の氏名を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面の「投票者氏名」の下の欄内に入院患者の氏名を記載した上で

提出させます。

9 投票の送致

投票が終わり、入院患者から投票用封筒（投票用紙在中）を受けとったときは、区の選挙管理委員会に持参するか、又は郵便（速達又はレターパック）で送付してください。この場合、送致用封筒の表面に「投票在中」と朱書し、裏面に記名し、印をおしてください。

10 投票用紙および投票用内封筒・外封筒の返還

入院患者が不在者投票を行う前に退院した場合、他の病院に移った場合、又は死亡した場合等は、その者の投票用紙等は、区の選挙管理委員会にすみやかに返還してください。

投票用紙が返還されませんと、当該入院患者は、投票日当日の投票や期日前投票を行うことができません。

11 入院患者が請求を病院長に依頼せず、自ら請求する場合の特例

(1) 入院患者が自ら「宣誓書・請求書」により投票用紙等の請求をしてください。

(詳しくは各区選挙管理委員会におたずねください。)

(2) 請求を受けた区選挙管理委員会は、次の用紙等を入院患者あて送付します。

交付されるもの

}	ア 投票用紙
	イ 投票用外封筒
	ウ 投票用内封筒
	エ 不在者投票証明書

(3) 投票の手続き

上記(2)のア～エを提出させ、特にエの不在者投票証明書については、封が開かれていないか確かめたうえ、開封し内容を点検します。(事前に封が開かれているときは、誤って開いた場合であっても、投票させることはできません。)その後、

8(2)投票の要領に従って投票させてください。

(4) 投票が終わった後、投票用封筒（投票在中）を送致するときは、先に提出させた不在者投票証明書を、送致用の封筒に同封して送ってください。

12 その他

詳しいことのお問い合わせは、名古屋市・区選挙管理委員会におたずねください。

※投票用紙等の請求について・・・各区選挙管理委員会

※不在者投票事務経費の請求について・・・名古屋市選挙管理委員会

【記載例】投票用紙および投票用封筒の請求書

請 求 書

(あて先)

名古屋市 X X 区選挙管理委員会委員長

令和 6 年 〇 月 〇 日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

施 設 の 名 称 △ △ 病 院

不在者投票管理者氏名 病院長 〇 〇 〇 〇

次の選挙人は、令和 6 年 11 月 24 日執行の名古屋市長選挙の当日、当 △ △ 病院 にあるため、当 △ △ 病院 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項 (第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項) の規定による依頼があったので、次の選挙人に代わって、投票用紙 (船員の不在者投票用紙) 及び投票用封筒の交付を請求します。

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生 年 月 日	備 考	投票区※	名簿番号※
名古屋市 X X 区 〇〇町 〇-〇-〇	〇 〇 〇 〇	明治 大正 昭和 平成 〇年 〇月 〇日			
名古屋市 X X 区 〇〇町 〇番地	〇 〇 〇 〇	明治 大正 昭和 平成 〇年 〇月 〇日			
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日			
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日			
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日			

備考 1 選挙人から公職選挙法施行令第 50 条第 3 項 (点字投票) の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

2 ※欄は、記載しないでください。

〔記載例〕 投票用外封筒

裏

指定港の市区町村の選挙管理委員会に交付を請求した場合には記載の上交付される。(船員の不在者投票の場合)

交付市区町村名
交付年月日
船員が登録されている選挙人名簿の属する市区町村名

投票年月日 令和6年〇月〇日
不在者投票管理者 △△病院長
立会人 ○○○○
投票場所 ○〇市〇〇町〇〇番地
△△病院

病院において記載する。

① 投票年月日
不在者投票をした月日を記入する。

② 投票場所
病院を確認できる程度の所在地及び病院名等を記入する。

③ 不在者投票管理者
不在者投票管理者(病院長等)の職・氏名を記入する。(注:病院の場合は、必ず病院長名を記入してください。)

④ 立会人
立会人が署名する。
(ゴム印は無効です。)

表

令和6年11月24日執行
名古屋市長選挙

不在者投票
(外封筒)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

公
印

投票者
氏名

区名	名古屋市	区
投票区名		
選挙人名簿 登録番号		

選挙人が署名する。

〔※代理投票の場合には、
補助者が選挙人の氏
名を記載する。〕

選挙管理委員会が
使用する欄

送致用封筒見本

表

投票在中

名古屋市○○区○○町○○番地

名古屋市○○区選挙管理委員会委員長あて

裏

(病院名、所在地等)

不在者投票管理者

氏名

「投票在中」と朱書します。
※速達やレターパックでの送付を
お願いいたします。

封をして記名捺印します。
記名はゴム印でもかまいません。
なお、図示(例示)の部分に捺印
してください。

(この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。)